

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第20回）議事概要

1 日 時

平成22年4月27日（火）14時30分～14時55分

2 場 所

総務省第1特別会議室（8階）

3 出席者

（1）委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、國井 秀子、関口 博正、
長田 三紀

（以上5名）

（2）臨時委員（敬称略）

辻 正次、東海 幹夫

（以上2名）

（3）事務局

岡田情報流通行政局総務課課長補佐

（4）総務省

桜井総合通信基盤局長、福岡電気通信事業部長、山田総合通信基盤局総務課長、
淵江事業政策課長、田原電気通信技術システム課長、
川村電気通信技術システム課企画官、山田番号企画室長

4 議 題

答申事項

事業用電気通信設備規則及び電気通信番号規則の一部改正（重要通信の義務化に関する制度改正）について【諮問3021号】

審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申を行った。また、要望事項として、次の点を答申に付記した。

<要望事項>

- ・ 電気通信事業者における緊急通報の取扱状況を取りまとめ、その結果をウェブサイトに掲載する等の方法により、利用者に対して周知すること。
- ・ 電気通信事業者自らが直接緊急通報受理機関との接続ができない場合には、他の電気通信事業者のネットワークを活用する等により緊急通報の提供が可能となるよう、必要な技術的及び制度的措置について検討すること。

- ・ 緊急通報の提供に制限のある電気通信事業者に対しては、必要な措置が講じられるまでの間、緊急通報が提供できない地域、サービス等について、利用者への周知を徹底することを要請すること。

また、緊急通報が提供できない地域等において、緊急通報の発信があった場合には、発信者に対し、緊急通報の提供ができない旨及び可能な代替手段について、音声ガイダンスにより告知することを当該電気通信事業者に対して要請すること。

【内容】

0 A B～J 番号を使用する電話、携帯電話及びPHSについて「重要通信」すなわち、「緊急通報」及び「災害時優先通信」の提供の義務づけを行うため、関係省令の改正を行うもの。

本部会にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省HPにおいて公開しておりますのでご覧ください。

また、総務省において、閲覧及び貸し出しを実施しておりますので、下記までご連絡をお願いいたします。

担当：総務省情報流通行政局総務課審議会係 丸山 吉原

電話 03-5253-5694

FAX 03-5253-5714

メール ip-council@soumu.go.jp